日調連発第３４４号
平成２９年３月３１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１７５号
平成２９年３月２３日

法務局民事行政部長　殿
（福岡を除く。）
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について（通知）

標記について，別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

福岡法務局

別紙甲号

機密性２情報

不登第５１号

平成２９年３月７日

法務省民事局民事第二課長　殿

福岡法務局民事行政部長　石山　順一

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について（照会）

相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において，所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には，相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）別表の２２の項添付情報欄）の一部として，被相続人の同一性を証する情報の提出が必要であるところ，当該情報として，住民票の写し（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第５号，第１２条。ただし，本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。），戸籍の附票の写し（同法第１７条，第２０条。ただし，登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証（改正前の不動産登記法（明治３２年法律第２４号）第６０条第１項）の提供があれば，不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ，当該申請に係る登記をすることができると考えますが，いささか疑義がありますので照会します。

法務省
29.3.09
第394号
民事局民事第二課

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１７４号
平成２９年３月２３日

福岡法務局民事行政部長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について（回答）

本月７日付け不登第５１号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。